




## 島根県社会的養護体制推進計画



平成27年3月

島根県健康福祉部青少年家庭課

 オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

はじめに .....	1
第1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の趣旨 .....	3
(2) 計画の期間 .....	4
(3) 推進体制 .....	4
(4) 計画の進行管理及び見直し .....	5
(5) 他計画との整合 .....	5
第2 島根県における社会的養護の現状	
(1) 島根県内における児童相談所受付件数の推移 .....	6
(2) 児童相談所が行う一時保護の状況 .....	7
(3) 相談種類別施設入所等の状況 .....	7
(4) 社会的養護児童数の推移 .....	8
(5) 社会的養護児童数の推計 .....	10
(6) 社会的養護の目標整備量 .....	12
第3 家庭的養護の推進	
(1) 里親委託等の推進 .....	14
(2) 施設の小規模化、地域分散化の推進 .....	17
第4 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成	
(1) 専門的ケアの充実 .....	19
(2) 人材の確保・育成 .....	24
第5 自立支援の充実 .....	28
第6 家族支援及び地域支援の充実 .....	33
第7 子どもの権利擁護の推進 .....	37
附属資料 .....	39

はじめに

### ○社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のいない子ども、被虐待児など、家庭で生活することが難しい状態となった子どもに対して、公的な責任として里親や乳児院、児童養護施設などを利用し社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

### ○はじめりは戦災孤児等の保護救済

社会的養護は、第2次世界大戦後の戦災孤児や浮浪児の保護救済のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、児童福祉法という。）が昭和22年（1947年）に公布、翌年に施行されたことによりはじまりました。当時は衣食住の確保が最優先され、設置された養護施設は少人数の職員がたくさんの子どもと関わることのできる大舎制\*が多数となっていました。

\*大舎制 施設定員20名以上 中舎制 施設定員13～19名 小舎制 施設定員12名以下

その後、1950年代には大舎制の弊害が語られるようになり（ホスピタリズム論争\*）、小舎制、里親委託への転換が図られますが、厚生労働省の「社会的養護の現状について（平成26年3月）」によると、依然、全国的にも施設形態の5割が大舎制、里親委託は1割であり、移行は不十分な状態であるといえます。

\*ホスピタリズム論争 家庭から離れ病院や施設で長期間集団生活をすることによって心身に障がいが生じることを言う。20世紀初頭に乳児院で発見され、日本では1950年代に施設で生活する子どもたちに共通する特徴があるという主張に端を発して起きた施設養護を模索する論争。（吉岡譲ほか「児童養護施設の小規模化について—A 児童養護施設のユニットケア化の試案—『東邦学誌第42巻第2号』2013年12月）

### ○社会的養護は保護から自立支援へ

平成6年（1994年）の「児童の権利に関する条約」の批准・発効を受けて、平成9年（1997年）には児童福祉法の大規模改正が行われました。

その内容は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童」（法第25条）への施策について、保護から自立支援への基本理念の転換、子ども及び家庭への相談支援体制の充実、施設の名称・機能の変更及び対象児童の拡大等でした。

### ○社会的養護を必要とする児童像の変化に即した対応とは

家庭や地域における養育力が低下する中、児童虐待件数が急増し、平成12年（2000年）には児童虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）が制定さ

れました。その後は児童福祉法・児童虐待防止法の幾度かの改正により社会的養護の充実が図られてきました。

しかしながら、社会的養護を必要とする児童（以下「社会的養護児童」という。）が当初は親のいない子どもや親が育てられない子どもであったのが、虐待を受けて心に傷を負った子どもや何らかの障がいのある子ども、また、面前DV被害の子どもへと変わり、これらに対する施策も変化しているにもかかわらず、受け入れ先である施設等のハード・ソフト両面の変革が遅れています。

### ○あるべき姿は家庭的養護の推進

平成 23 年（2011 年）には国が「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、その中で、社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとして、今後十数年間の社会的養護のあるべき姿を示しました。

平成 24 年（2012 年）には、国は児童養護施設及び乳児院に対し、平成 27 年度（2015 年度）を始期として平成 41 年度（2029 年度）までの 15 年間で施設の小規模化と家庭的養護を推進する「家庭的養護推進計画（以下「施設計画」という。）」を各施設が策定することとし、併せて、都道府県に対しては、施設養護と家庭的養護の必要量の見通しを立てた上で、各施設における施設計画と調整を図った「都道府県推進計画」を策定することとされました。

また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の基本指針中の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（5 年）」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の行動計画策定指針の中で、都道府県は保護を要する子どもの養育環境の整備に関する事項を定めることとされました。

### ○島根県における社会的養護体制の推進

これらを受け、島根県においても平成 25 年 10 月に「島根県社会的養護体制推進会議」を設置し、今後の社会的養護全体のあり方について、県として取り組むべき課題及び取組の方向性について検討するとともに、各児童養護施設・乳児院、里親、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設ごとにワーキンググループを立ち上げ、施設計画等策定のための議論を行いました。

ここでの検討結果を基に、社会的養護児童が可能な限り家庭的な環境の元で愛着関係を形成しつつ、人権を保障され、かつ自立のために適切な援助が受けられるよう支援を行うために「島根県社会的養護体制推進計画（以下「計画」という。）」を策定します。

## 第1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

この計画は、平成23年(2011年)7月に国が示した「社会的養護の課題と将来像」に基づき、島根県における社会的養護を推進するためのあり方を示すものとして策定したものです。国は、「社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある」としています。

具体的には日本の社会的養護が、9割が乳児院・児童養護施設で行われ、1割が里親やファミリーホームである現状を、施設の小規模化・地域分散化\*1及び家庭的養護\*2を推進することにより、今後十数年かけて

- (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム\*3
- (b) 概ね3分の1が、グループホーム\*4
- (c) 概ね3分の1が本体施設(児童養護施設は全て小規模グループケア\*5)という姿に変えていくこととされました。

小規模化・地域分散化及び家庭的養護の推進のためには児童養護施設、乳児院及び里親・ファミリーホームのハード整備だけでなく、「専門的ケアの充実」、「自立支援の充実」「家族支援・地域支援の充実」「子どもの権利擁護の推進」などケア体制の充実も併せて行うこととしています。

島根県においては、今後の社会的養護必要児童数や各施設等が作成する施設計画と調整しつつ、児童養護施設・乳児院の小規模化・地域分散化及び里親などの家庭的養護の推進を目指した計画とします。

また、計画の対象に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設を含めることにより、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実及び子どもの権利擁護の推進など、島根県の社会的養護全般に関する事柄を盛り込んだ計画とします。

\*1 児童養護施設の小規模化・地域分散化には、①本体施設の定員を小さくすること②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと③地域のグループホーム(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア)を増やしていくことの3つの要素がある。乳児院の小規模化とは、養育単位の小規模化を図り、(途中略)「家庭的養護と個別化」を行うもので、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするもの。(出典:「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」平成24年10月 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)

\*2 家庭的養護とは、社会的養護児童を、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームのこと。一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制であるという点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家

庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。（出典：「社会的養護の課題と将来像」平成 23 年 7 月 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）

ただし、文献等によっては里親・ファミリーホームでの養育を「家庭養護」、施設での小規模グループケア等の養育を「家庭的養護」と使い分けている場合もある。

\*3 ファミリーホーム 養育者の住居で養育を行う家庭養護 定員 5～6 名

\*4 グループホーム グループホームには 2 つの形態がある。

①地域小規模児童養護施設 本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う。措置費は本体施設と区分して設定される。 定員 6 名。

②分園型小規模グループケア 地域小規模児童養護施設と同様に家庭的な形態であるが、措置費は本体施設と一体の保護単価となる。1 グループあたりの定員は児童養護施設が 6～8 名、乳児院が 4～6 名。

\*5 小規模グループケア 本体施設や地域で小規模なグループで家庭的養護を行う。1 グループあたりの定員は児童養護施設が 6～8 名、乳児院が 4～6 名。

## (2) 計画の期間

計画の期間は平成 27 年度から平成 41 年度の 15 年間とし、うち前期（平成 27 年度～平成 31 年度）、中期（平成 32 年度～平成 36 年度）、後期（平成 37 年度～平成 41 年度）と区分します。

## (3) 推進体制

社会的養護推進にあたっては、青少年家庭課及び当該施設はもとより、児童相談所、市町村、医療機関、教育機関等、関係する機関の協力により行います。

また、情緒障害児短期治療施設は開設 5 年目を迎え、計画及び施設計画策定にあたって施設機能強化に向けた整理を行いましたが、施設の抱える課題が多岐にわたるとともに、解決が容易でない課題もあることがわかりました。

そこで、これらの課題解決のために、関係機関の協力による支援組織を設置し、併せて機能強化に向けて継続した取組を行うこととします。

さらに、児童自立支援施設は築後 30 年以上が経過し、施設の老朽化への対応、入所児童に対する個別支援充実のための環境確保が課題となっていることから、関係機関で組織する検討委員会を立ち上げ、ケア単位の小規模化等の実現に向け、施設整備について検討を行うこととします。

**(4) 計画の進行管理及び見直し**

計画の進行管理は、施設計画策定検討時に設置したワーキンググループ単位で、計画（P l a n）の実行（D o）→評価（C h e c k）→改善（A c t）を毎年実施します。その結果を踏まえ、各期末（5年ごと）に各施設計画及び県計画の見直しを実施します。

**(5) 他の県計画との整合**

計画は、「しまねっ子すくすくプラン（島根県子ども・子育て支援事業支援計画・島根県次世代育成支援行動計画・島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」及び「島根県子どもの貧困対策についての計画（仮称）」との整合を図ります。

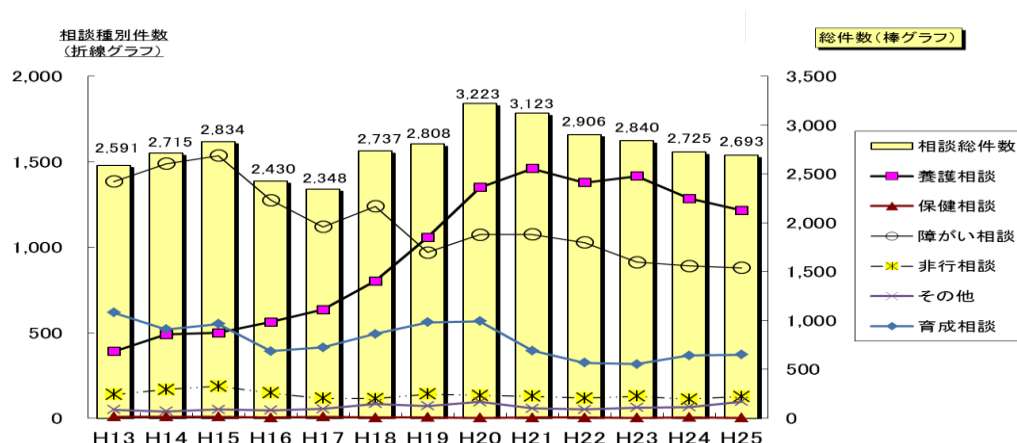
## 第2 島根県における社会的養護の現状

### (1) 島根県内における児童相談所受付件数の推移

島根県内の児童相談所（中央（平成17年度からは隠岐相談室も含む）、出雲、浜田、益田）で受け付けた子どもに関する相談件数（表1）は、平成18年頃までは「障がい相談」（療育手帳判定や障がい児施設入所措置）が多くを占めていました。しかし、平成10年代半ばから「養護相談」が急激に増加し、平成19年度以降は、「養護相談」が「障がい相談」を上回るようになり、近年は相談の概ね半数が養護相談となっています。

増加の背景には、家庭の養育力の低下（核家族、ひとり親家庭）、生活困窮（不就労、低収入）、保護者の疾病（身体不調、精神的不安定）、地域の家庭支援力の弱体化（無関心、孤立）などがあり、子ども達の養育を取り巻く環境が厳しくなっていることが窺えます。

表1 児童相談所における児童相談の推移



#### 【参考】相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談
4. 非行相談	
< 犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

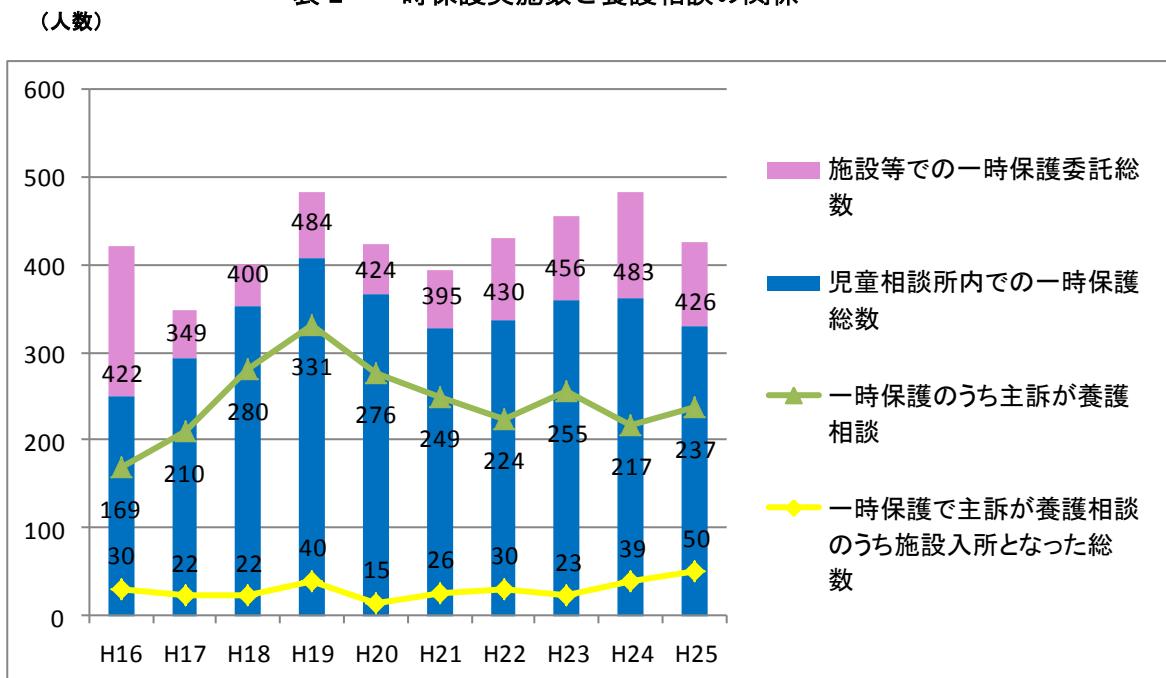


## (2) 児童相談所が行う一時保護の状況

平成 16 年度からの 10 年間を平均すると、児童相談所で一時保護（以下、「所内保護」という。）した子どもは年 338.7 人、施設等に委託保護した子ども達は 88.2 人となっています。

所内保護のうちの 72.3%（平均 244.8 人）が養護相談ケースであり、このうちの 12.1%（平均 29.7 人）が施設等への入所となっています。

表 2 一時保護実施数と養護相談の関係



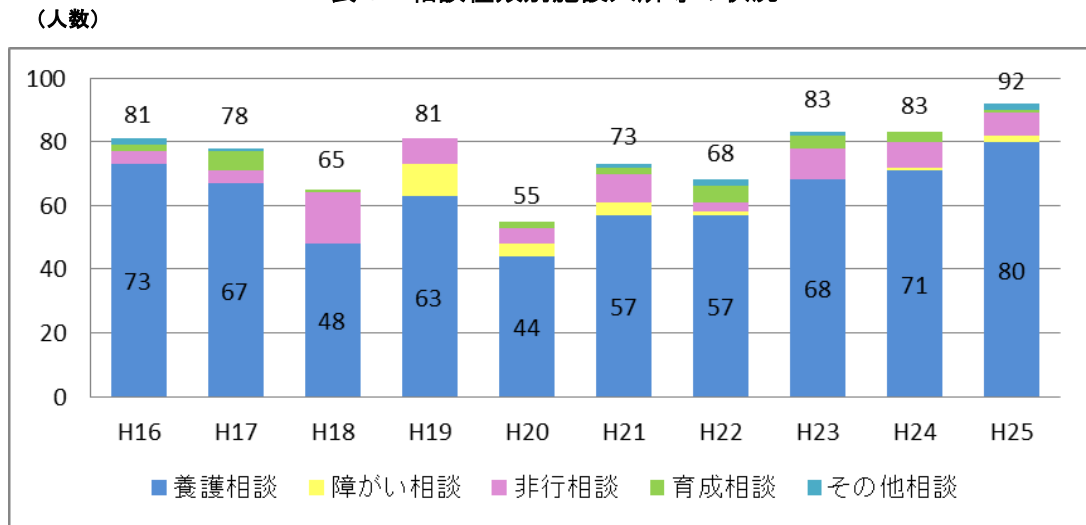
※児童相談所では、児童福祉法第 33 条の規定に基づき、緊急保護・行動観察・短期入所指導などの必要があると認めるときは子どもを児童相談所において、一時保護、児童養護施設又は乳児院等に一時保護委託を行っている。

## (3) 相談種類別施設入所等の状況

平成 16 年度以降の 10 年間では、平均すると 75.9 人の子どもが、児童福祉施設への入所又は里親への委託となっています。

そのうち、施設入所等の措置がとられた子どもを、相談種類別にみると、養護相談によるものが 8 割を占めています。

表3 相談種類別施設入所等の状況



※児童相談所では、児童福祉法第27条の規定に基づき、子どもを児童福祉施設への入所、もしくは里親に委託させる措置をとる。

※児童福祉法の改正により平成18年10月から、障がい児施設への入所は療育を目的とするものは事業者と保護者との契約入所、社会的養護を必要とする障がい児については措置入所とすることになった。よって、表3の平成16～18年の障がい相談からの入所数には、相当数の療育を目的とするものが含まれていることから、これを除いて計上する。平成19年以降については措置入所分のみ計上する（契約入所は除く）。

#### (4) 社会的養護児童数の推移

社会的養護の現状について（平成26年3月）によると、ここ十数年で里親等委託児童数は約2.6倍、児童養護施設の入所児童数は約1割増、乳児院が約2割増としています。

島根県内においても、児童人口（表4）は、この15年余りで約26%（約4万1千人）減少しているにもかかわらず、社会的養護児童数（表5）は約35%（66人）増加しています。

表4 島根県内児童人口

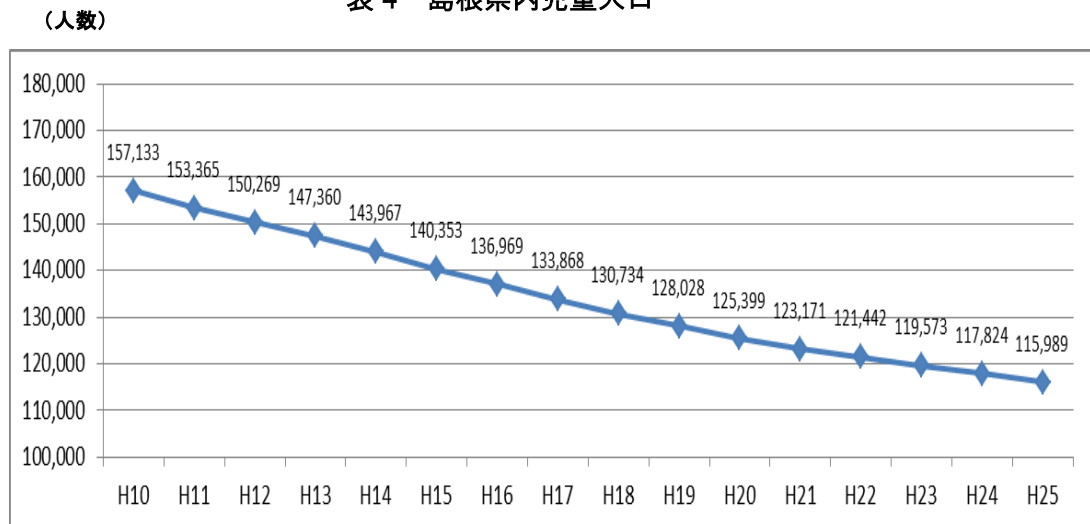
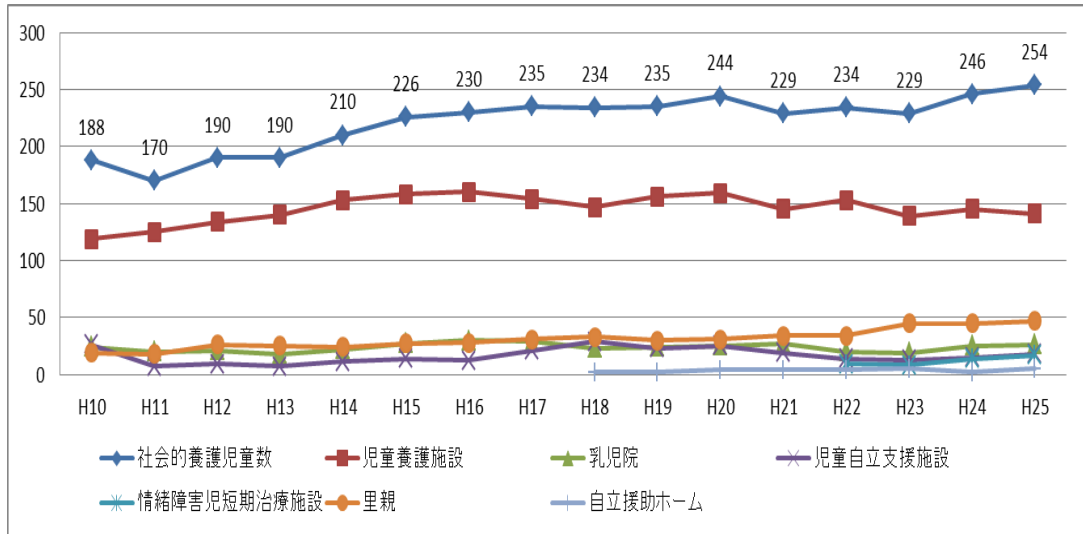
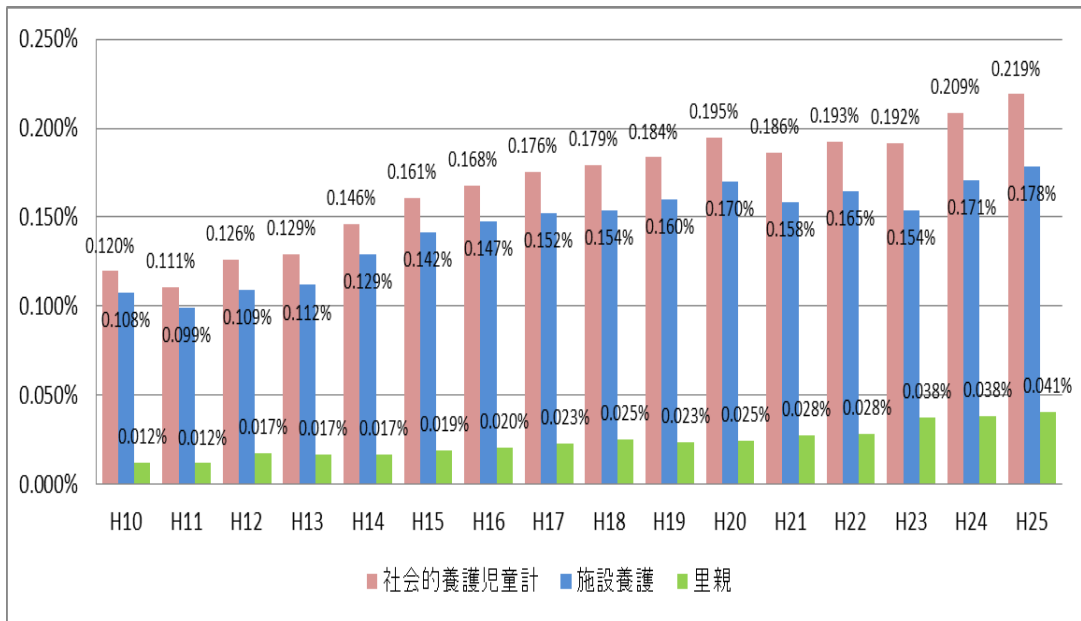


表5 社会的養護児童数



児童人口に対して社会的養護児童の割合（出現率）を算出すると、この15年あまりで0.120%から0.219%へと約8割の増加となり、急激な割合で高くなっているといえます。

表6 社会的養護児童の出現率



\*「児童人口」は、各年度の県推計人口（年報別表8）の0歳～18歳の合計。

\*「児童数」のH10～H18は、「島根県における児童の社会的養護体制の方向性 [H20.8.28]」記載の年度末在籍児童数（福祉行政報告例、措置月報） H19～H24は、措置月報による年度末在籍児童数（児童相談所取りまとめ）。

## (5) 社会的養護児童数の推計

社会的養護児童数は今後も同様に増加する可能性がある反面、子育て支援施策の進展等により伸びが抑制される可能性もあるため、過去の出現率を元に調整を行いながら推計を行います。

- 平成 25 年 1 月時点の児童養護施設、乳児院、里親委託児童数を平成 27 年度推計値とし、それぞれ過去 15 年間（5 年スパン）の社会的養護児童の割合（出現率）の伸びを算出し、これに調整率を乗じて推計します。
- 前期は児童人口減リスクを考慮して調整率を 0.9 として設定。中期、後期は子育て支援施策効果等により出現率の伸びが緩やかになると仮定して調整率を 0.8 とします。

各期児童人口（コーホート法による推計値）

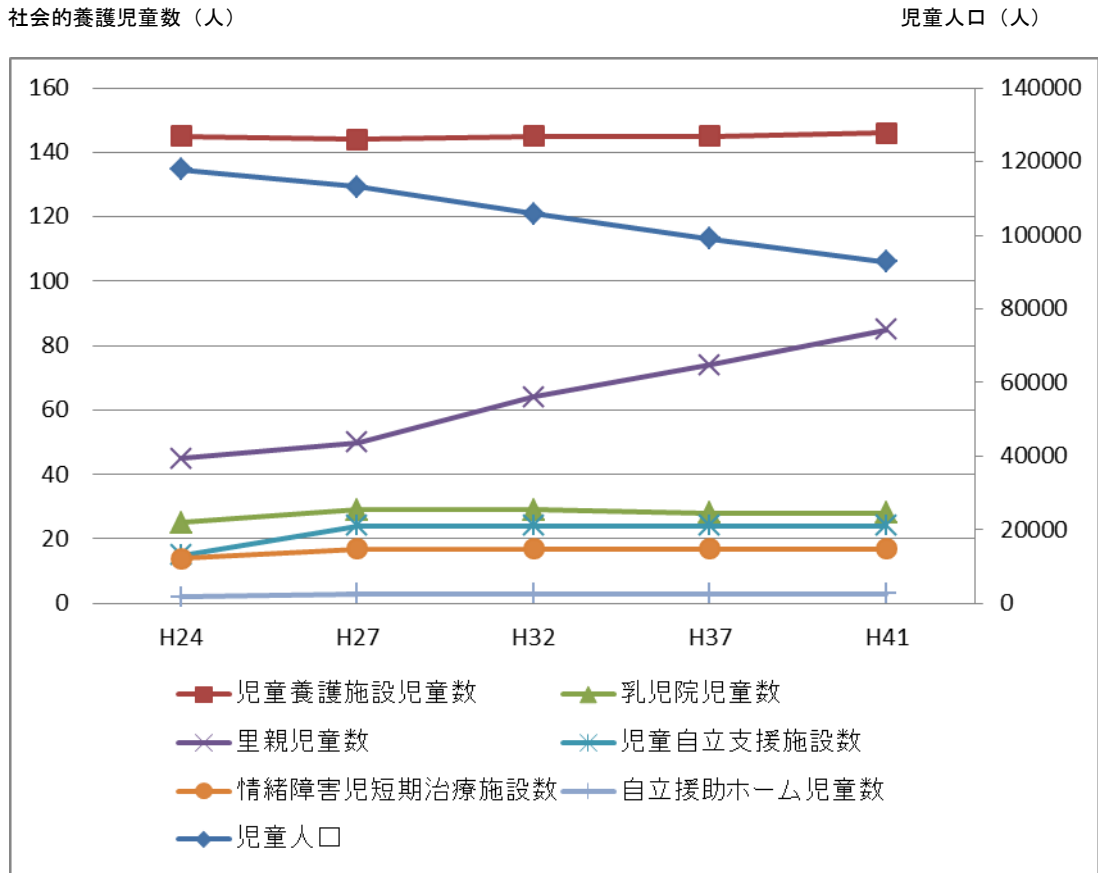
- × 社会的養護児童の割合（過去平均出現率の伸び）
- × 人口減や子育て支援施策効果等を考慮した調整率(0.9 もしくは 0.8)
- = 今後必要となる社会的養護児童数
- ★ 児童養護施設、乳児院、里親委託児童ごとに推計

なお、社会的養護施設のうち、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設および自立援助ホームについては推計を行わず、平成 25 年 1 月時点と同水準で児童数が推移することとします。

表 7 社会的養護児童数の将来推計

	平成24年度 (実績値)	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)	平成37年度 (推計値)	平成41年度 (推計値)
児童人口	117,824	113,070	105,842	99,016	92,770
児童養護施設児童数①	145	144	145	145	146
乳児院児童数②	25	29	29	28	28
里親等児童数③	45	50	64	74	85
上記以外の児童数④	31	44	44	44	44
①+②	170	173	174	173	174
①+②+③	215	223	238	247	259
①+②+③+④	246	267	282	291	303

表8 児童人口・社会的養護児童数の推移予想



推計の結果、平成27年度から平成41年度の15年間において、児童人口は推定で約113千人から92千人強へ約2万人、率にして約18%減少すると想定されます。

しかしながら、社会的養護児童数について、過去15年間の出現率の伸びからは、児童人口の減少や子育て支援の充実を考慮しても、児童養護施設を必要とする児童数が144人から146人、乳児院必要児童数は29人から28人と横ばい傾向、里親必要児童数は今後15年間で50人から85人へと増加が想定されます。

## (6) 社会的養護の目標整備量

児童養護施設、乳児院を小規模化、地域分散化し、家庭的養護を推進する方針の元に、社会的養護児童数推計値や養護施設・乳児院、里親の各ワーキンググループにおいて検討した整備量を踏まえて県の目標を設定します。

区分	現状 (H25)		目標									
	定員等	率	前期 (H27~31)	定員等	率	中期 (H32~36)	定員等	率	後期 (H37~41)	定員等	率	
本体施設 ・大舎制 ・中舎制 ・小舎制	大舎制④	162	0.65	大舎制④	130	0.50	大舎制②	63	0.24	大舎制②	57	0.21
						小舎制②	16	0.06	小舎制②	16	0.06	
	合計 a	162	0.65	合計 a	130	0.50	合計 a	79	0.30	合計 a	73	0.27
本体施設内 ・小規模グループケア	小規模GC⑤	32	0.13	小規模GC⑥	52	0.20	小規模GC⑦	82	0.31	小規模GC⑧	82	0.30
地域分散型 ・地域小規模児童養護施設 ・分園型小規模グループケア	地域小規模①	6	0.02	地域小規模②	12	0.05	地域小規模④	24	0.09	地域小規模⑤	30	0.11
	合計 b	38	0.15	合計 b	64	0.25	合計 b	106	0.40	合計 b	112	0.41
家庭的養護 ・里親 ・ファミリーホーム	里親	50	0.20	里親	59	0.23	里親	69	0.26	里親	73	0.27
				ファミリーホーム①	6	0.02	ファミリーホーム②	12	0.05	ファミリーホーム②	12	0.04
	合計 c	50	0.20	合計 c	65	0.25	合計 c	81	0.30	合計 c	85	0.31
	a+b	200	0.80	a+b	194	0.75	a+b	185	0.70	a+b	185	0.68
	a+b+c	250	1.00	a+b+c	259	1.00	a+b+c	266	1.00	a+b+c	270	1.00

\*丸数字は設置箇所数

### ○本体施設（大舎制・小舎制）

本体施設の小規模化推進を前提としつつ、長年の大舎制にて得たスキルを生かして下記に掲げる支援等を実施するため、定員を減らした上で大舎制、小舎制として一部残すこととします。小規模グループケアを除く本体施設の定員合計は、現状で162名ですが、前期（平成27年度～平成31年度）に130名、中期（平成32年度～平成36年度）に79名、後期（平成37年度～平成41年度）には73名とします。

- ・施設に併設する小規模児童養護施設等の支援
- ・地域の里親支援など、子育て支援を行うセンター施設として高機能化
- ・一時保護委託、市町村子育て短期支援事業など短期利用の受け入れ先
- ・小規模な養育形態に合わない子どもの支援
- ・若手職員、実習生等、人材育成の場

### ○小規模グループケア

本体施設の改修などを行い、本体施設の敷地内で行う小規模グループケアを現在の5か所（定員合計32名）から前期に8箇所（定員合計52名）、中期及び後期には13か所（定員合計82名）に増やします。

### ○地域小規模児童養護施設

本体施設の敷地外に戸建住宅を整備するなどして、地域小規模児童養護施設を現在の1か所（定員6名）から前期に2箇所（定員合計12名）、中期には4箇所（定員合計24名）、平成41年度には5か所（定員合計30名）に増やします。

### ○里親・ファミリーホーム

里親委託児童数を現在の50名から前期中に59名に増やし、中期は69名、後期には73名とします。

さらに前期にファミリーホームを新設し、6名を受け入れます。最終的にはファミリーホームを2箇所（定員合計12名）まで増やします。

また、里親委託児童を増やすためには、受け入れ先である登録里親数を確保する必要があります。現状では登録里親数が97世帯、うち39世帯に50名の子どもが委託されていますので、85名を受け入れることができる体制を図ります。

### ○母子生活支援施設

ひとり親家庭について、平成25年度に実施した島根県母子世帯等実態調査において、母子世帯は平成12年度比で1.5倍に増加しました。併せて、この実態調査では、低収入で経済的に困窮する母子世帯が非常に多いという実態が判明しました。

母子生活支援施設は、他の児童福祉施設と異なり、母と子、双方に対する支援を通じて親子関係の回復を実現していく機能を有していますが、養育に不安を抱える母子世帯の増加に伴い、母子生活支援施設への入所支援が必要な母子家庭は今後も増加することが見込まれます。

なお、母子生活支援施設については、老朽化等のため平成25年度末現在で利用率が約50%にとどまっていますが、改築整備を行い、県内外からの利用に対応します。

### 第3 家庭的養護の推進 (1) 里親委託等の推進

#### 【目標】

- 里親必要児童数の伸びに合わせ、里親等委託率を3割とします  
(平成25年度 20% ⇒ 平成41年度 31%)

#### 【現状と課題】

##### ○里親制度の周知について

里親委託促進のためには、受け入れ先となる里親登録者を増やす必要があります。しかし、里親制度については、十分周知されているとは言えないのが現状です。里親という言葉は知っていても、「里親は裕福な人になるもの。」「子どもを預かるなんて大変そう。」などの里親への誤った認識や負担感を持っている方が多くいます。

\*里親には、「自分の家で生活できるようになるまで養育する養育里親」や「養子縁組を希望する養子縁組里親」、「孫やきょうだいなどの親族を養育する親族里親」などがある。

##### ○実親の里親制度への理解について

社会的養護児童が里親養護に適していても、実親の理解が得られないため里親委託できない場合があります。これには、「里親に預けると子どもをとられてしまう。」等の誤解があることが理由として考えられます。

##### ○里親支援について

里親委託等の推進を図る一方で、里親からの養育相談に応じる等の里親への支援が必要になりますが、現状では、里親のレスパイトケア（里親の一時的な休息のための援助）制度以外の支援が十分ではありません。

##### ○養子縁組について

養子縁組を希望する里親に対して、養子縁組できる子どもが少ないという実態があります。

\*養子縁組には、特別養子縁組と普通養子縁組がある。普通養子縁組は、養子となっても実親との法的関係は残るが、特別養子縁組は、養子が実親との関係を法的に絶ち、養親と養子が実親子と同様の関係になる。戸籍上も長男・長女等と記載される。

##### ○児童養護施設における里親推進・支援について

各施設では、入所児童が里親の元で家庭生活を体験する「家庭生活体験事業」の活用や、里親交流会への参加、里親になるための研修の実習先と



しての協力などの里親支援を行っていますが、里親支援専門相談員を配置しておらず、里親委託の推進や里親支援のための体制が十分でない状況です。そのため、児童養護施設等に長期にわたり入所している子どもや、実親等との交流がない子どもがいても、一度、施設へ入所してしまうと、なかなか里親委託への措置変更が進まないのが現状です。

### ○乳児院における里親推進・支援について

乳児院に措置された子どものうち、望まない妊娠によって出産したケースや、若年出産、特定妊婦\*などで子どもを養育しないとの保護者の意向が明確で、家庭復帰が見込めないような場合であっても、里親委託へと早期に繋がったケースはそう多くはありません。

\*特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

## 【具体的取組】

### ◎県里親会に里親委託等推進員を配置

各児童養護施設、乳児院に里親支援専門相談員の配置を促すとともに、設置されるまでの間、島根県里親会に里親委託等推進員を配置し、里親からの養育相談に応じるなどの里親支援を推進するとともに、新規里親の開拓、児童養護施設等に入所している子どもの里親委託を推進します。

### ◎里親制度の普及・啓発

市町村や学校、児童養護施設、里親会等と連携し、里親制度の普及及び啓発の強化を図ります。具体的には、里親の果たす役割等をわかりやすく周知することにより、里親へのイメージアップを図り、里親家庭だけでなく、近隣住民の理解を得るように努め、地域で子どもを養育する環境を整えます。

### ◎施設入所児童の里親への委託推進

児童相談所における児童自立支援計画更新時には、施設、必要があれば他の関係機関とともに、子どもにとって里親委託が適しているかどうかを第一に検討し、子どもの状態や支援環境の変化により里親委託が適していると判断した場合には、措置変更を積極的に進めます。

### ◎1 中学校区 1 里親

児童養護施設や乳児院が偏在しているため、施設のない地域の子どもは、

施設入所によって、慣れ親しんだ地域から離れざるを得ない状況にあります。そこで、子どもの生活の連続性を確保するため1中学校区1里親を目指します。

#### ◎ファミリーホームの設置

ファミリーホームは、委託児童数が5～6人で里親の規模が大きくなったものと位置づけられています。委託児童にとっては、きょうだいがいるような環境で生活することができます。また、通常の里親のように、里親と里子の関係が1対1ではないため、実親の理解も得られやすいという利点もあり、設置を進めます。

#### ◎産婦人科医と連携した特別養子縁組の推進

特別養子縁組を推進するため、産婦人科医等と連携し、不妊等で養子縁組を希望する人や子どもを養育することができずに養子に出したい人への里親制度の周知等を図ります。

#### ◎児童養護施設・乳児院に里親支援専門相談員を配置

里親支援専門相談員の配置を進め、新規里親登録者の開拓や、里親と子どものマッチングなどにより入所児童の里親委託を推進し、里親家庭への訪問や電話相談を通して、里親支援や里親委託児童ケアを行います。また、「家庭生活体験事業」等を活用し、里親委託や里親登録の促進を目指します。

#### ◎児童家庭支援センターの設置

児童養護施設における児童家庭支援センターの設置を検討し、高度化する児童相談所の相談業務と身近な相談機関としての市町村の中間的立場として、役割分担を明確にした上で、里親支援や地域支援等を行います。

## (2) 施設の小規模化、地域分散化の推進

### 【目標】

- 本体施設の小規模化を図り、小規模化率 3 割を目標とします  
(平成 25 年度 13% ⇒ 平成 41 年度 30%)
- 施設の地域分散化を図り、分散化率 1 割を目標とします  
(平成 25 年度 2% ⇒ 平成 41 年度 11%)

### 【現状と課題】

#### ○「あたりまえの生活」の保証について

子どもの養育は、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促される必要があります。

児童養護施設においては、定員 50～60 人、乳児院においては定員 30 人の大舎制となっており、各施設内では 1～2 つの小規模グループケアを行っています。

社会的養護児童には、「あたりまえの生活」を保証していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要です。

また、特に乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、落ち着いた雰囲気、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係を築くことができるよう養育単位の小規模化が重要です。

#### ○小規模化推進のためのハード・ソフト両面の充実について

施設養護をできる限り小規模で家庭的な養育環境へと変えていくためには、施設整備はもちろん、それを運営していくための人材の確保及び職員の質の向上など、クリアすべき課題があります。

#### ○地域分散化について

地域小規模養護施設を取り入れている施設では、自治会活動など、地域社会との関わりを通して地域に受け入れられ、地域で子どもを育てる気運の醸成がみられます。しかしながら、そのような例は一部にとどまり、地域分散化が進んでいない現状があります。

**【具体的取組】**

**◎児童養護施設・乳児院における小規模化・地域分散化を実施**

全施設において小規模グループケアの複数実施、また、全児童養護施設には地域小規模児童養護施設の導入を目指し、それに向けた施設整備を支援します。

**◎処遇改善等**

職員の処遇改善や職員配置基準のさらなる引き上げが実施されるよう国に要望します。

## 第4 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

### (1) 専門的ケアの充実

#### 【目標】

- 被虐待児、発達障がい児、知的障がい児、情緒障がい児、病児・病後児等、特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります

#### (児童養護施設・乳児院)

##### 【現状と課題】

###### ○里親支援について

「3. 家庭的養護の推進」でも記載したとおり、里親支援についてはまだ体制が十分とはいえず、里親支援専門相談員を配置して、里親委託へつなげたり、里親委託後も引き続いてケアしていくことが必要です。

###### ○心理的ケアについて

虐待などで心に傷を負った子どもへは、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、被虐待体験や、家族や友人との分離体験などの孤立感からの回復をめざした支援が必要であり、児童養護施設では、心理療法担当職員を配置し、その子どもに必要な心理療法を実施しています。

###### ○乳児院における医療・療育の連携について

乳児院においては、新生児、被虐待児、知的障がい児、病児・病後児などへの医療・療育と連携した専門的養育機能の充実や、心身の状況や障がいの特性を含めた心理的ケアの充実が必要です。

###### ○医療的ケアについて

発達障がい児等の増加に伴い、服薬を要する子どもも増加し、子ども一人一人の服薬管理や、病欠児・早退児の観察、緊急時の対応、医療機関との連絡調整、感染予防などの医療的ケアも求められています。

##### 【具体的取組】

###### ◎里親支援専門相談員の配置

全施設に里親支援専門相談員の配置を進め、入所児童の里親委託の推進や、里親家庭への訪問や電話相談、施設から里親委託へ措置変更となった子どものアフターケアとしての里親支援などを行います。

施設に、里親支援専門相談員が配置されるまでの間は、島根県里親会に

里親委託等推進員を配置します。

### ◎乳児院における心理療法担当職員の配置

乳児院には、新たに心理療法担当職員を配置し、既に配置している個別対応職員や、家庭支援専門相談員と連携しながら心理ケアの充実を図ります。また、心理療法室の設置支援により、より専門的なケアができるよう体制を整えます。

### ◎職種間の連携

施設内の異職種間連携はもちろんのこと、県と児童養護施設の心理職で行っている「心理職合同研修」などのように、施設内外における同一の専門職種間の連携の強化を促します。

### ◎医療ケアの充実

児童養護施設には必要に応じた看護師配置を支援し、医療的ケアが必要な子どもに対応します。また、乳児院においては乳児の特性を理解した医療ケアが提供できるような看護師の確保を目指します。

### ◎体系的・計画的な研修の実施

職員一人一人について、計画的な援助技術の推進、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握し、施設内外の研修を体系的、計画的に実施するよう支援します。また、職員が研修を受講できる体制の充実に加えて、研修後にはその情報を施設職員全体で共有化できるように促します。

## (里親)

### 【現状と課題】

#### ○専門里親について

近年、被虐待児や発達障がいなど特別なケアを必要とする子どもが増加していますが、そういった子どもたちを養育するための専門的知識を有した里親（「専門里親」）が不足している現状があります。

\*専門里親とは、養育里親であって、①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、②非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする子ども、③身体障がい、知的障がい若しくは精神障がいがある子どものうち、知事が特に支援が必要と認めたものを養育するものとして、専門里親研修を修了した里親

## 【具体的取組】

### ◎専門里親登録者の増加

専門里親認定のために必要な研修等を実施し、専門里親登録者の増加を図ります。

## (児童自立支援施設)

### 【現状と課題】

#### ○入所児童が抱える問題とその対応について

児童自立支援施設は児童福祉法で都道府県に必置とされており、わかたけ学園は県内唯一の施設です。非行など問題行動のある子どもや生活指導を要する子どもの支援施設として、子どもが自分自身と向き合い、振り返りを行うため、空間的な枠組と時間的な枠組みを有しており、集団生活の安定の上に立った自立支援を行っています。

施設の現在の定員は48名（男子36名、女子12名）ですが、近年の入所児童数は20名程度で推移しています。

また、施設は築後30年以上が経過しており、老朽化への対策、個別支援充実のための居室等の環境確保が課題となっています。

学園の入所児童の多くは、非行問題のほか、被虐待体験のある者、発達障がいや精神科領域の疾病など様々な課題を抱えています。また、乳幼児期の発達課題である基本的信頼関係の形成が十分でなく、他者との信頼関係や人間関係の構築に課題を抱えた子どもも少なくありません。

さらに児童間の暴力行為や逸脱行動が見られるなど、支援の基礎となる職員との信頼関係の構築も難しい傾向があります。

### 【具体的取組】

#### ◎支援担当職員との継続的な関わり

職員との信頼関係が深められるよう、支援する職員の継続的な関わりを担保することにより、子どもと職員の1対1の関係を構築し、子どもの情緒の安定を図られるようにします。

#### ◎きめ細かな心理ケアの実施

男女各1名の児童心理職を継続して配置することにより、子どもの特性に応じた心理援助を行います。

#### ◎段階別支援プログラムの活用

段階別支援プログラム\*を活用し、子どもが園内での経験を通じて規則正しい日課に慣れ、課題の達成を目指し、子どもの自立に向かうための支援

を行います。

\*学園の生活を通じて身に付けて欲しい項目をステージ1～5の5つの段階に割り振り、本人・担当職員・寮・分校・学園全体で毎月評価を行っていく。

## ◎施設整備の検討

入所児童の年齢や特性に応じた支援、また入所時の初期観察や問題行動発生時など子どもの状況に応じた効果的な支援を行うために、ケア単位の小規模化を実現するための施設整備について検討します。

## (情緒障害児短期治療施設)

### 【現状と課題】

#### ○通所利用について

情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する子どもを、短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことを目的とした施設ですが、通所利用については、ほとんど実績がありません。短期治療施設としての機能が容易に利活用できるような、費用負担や利用手続きなどの制度面や、施設が提供するケアの内容など子どもの視点に立った分析と改善が必要です。

#### ○入所児童像の変化について

養護性の高い被虐待児や性加害行動の問題を有する子どもの入所が増えており、さらに、知的障害や発達障害など複数の障害をあわせもった子どもの増加も見られます。

#### ○医療機能について

入所児童の多くが必要としている医療については、施設入所前からかかりのある主治医や施設の嘱託医で対応していますが、どのような支援が望ましいかアセスメントしながら、医療機能を確保する必要があります。

#### ○教育支援について

入所児童の教育は、養護学校の病弱部門として施設敷地内に隣接して開設された分教室で、教育・福祉・医療の連携のもと子どもの実態に応じた学習支援や進路指導を行っています。

子どもの状態像が多様化していく中で、子どもの理解力や障害特性に応じた生活・教育等の場面での個別的支援が求められます。



## 【具体的取組】

### ◎通所機能の充実

心理ケアを受ける機会の少ない子どもや、日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて治療が必要な子どものために、通所機能の充実を促し、在宅児童や児童養護施設等で生活している子どもを支援します。

### ◎治療プログラムの充実

被虐待児等に対しては、心理ケアなどの治療プログラムの実施を促します。また、併せて性問題行動防止プログラムなど、子どもの個別課題に応じた専門的ケアの充実を促します。

### ◎医療ケアの充実

現状の医療体制は最低限確保しながら、治療施設として、医師の常勤配置を検討します。また、最終的には地域における心理支援ネットワークの拠点的な役割を担うため、外来機能の設置を検討していきます。

### ◎子どもの特性に合わせた教育の実施

就学先を決定する市教育委員会を含めた関係機関が連携を図り、情報を共有化することで、子どもの実態に応じた教育の場の提供を目指します。

## (母子生活支援施設)

### 【現状と課題】

#### ○入所児童像について

母子生活支援施設は、従来の対象が、生活に困窮する母子家庭でしたが、近年はDV 被害者及び面前DV 等の虐待を受けた子どもの入所が半数以上を占めており、それぞれ個別の課題に対応した専門的支援が必要です。

#### ○心理療法の実施について

県条例に定める施設運営基準では、心理療法を行う必要がある入所者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員をおかなければならないとしています。心理療法が必要な入所者が、今後さらに増加していくことが予想されます。

## 【具体的取組】

### ◎心理ケアの充実

施設建替に伴い、心理療法室を設け、併せて心理療法担当職員を配置することにより、個別支援や心理ケアの提供体制強化を支援します。

## (2) 人材の確保・育成

### 【目標】

- ケア単位の小規模化に対応した人員の配置をします
- 子どもとの愛着関係や信頼関係を形成し、子どもの発達段階に応じたケアを行うことができる人材の養成をします
- 基幹的職員（スーパーバイザー）の養成をします

### (児童養護施設・乳児院)

#### 【現状と課題】

##### ○施設業務の困難性について

施設は24時間体制での運営のため、夜勤を伴う勤務ローテーションの中で、入所児童も被虐待児や障がいのある子どもの増加などにより、職員の負担がかなり増加しています。

また、乳児を養育するには、保育に関連した生理的特性や病気や看護についての十分な理解が不可欠であり、施設に勤務する看護師や保育士には、一般的な病院や保育所に勤務する業務に加え、「保育看護」の質の向上が求められます。

##### ○人材確保及び継続雇用について

離職していく職員や、結婚・出産を機に退職する職員などにより、特に中堅層職員や女性職員の不足が深刻化し、地区によっては、職員の離職に伴う人材の確保が非常に厳しい状況ですが、小規模化・地域分散化を図るためには、これまで以上に人員を増加していかなばなりません。

#### 【具体的取組】

##### ◎組織で課題を共有・解決する体制づくり

小規模化が進むと、職員一人一人の力量が問われ、さらに負担も増加することが想定されます。その結果、職員が課題を一人で抱え込み、周りから孤立することがないように、本体施設と常に連携を図るなどの、施設の組織運営を支援します。

##### ◎体系的・計画的な研修の実施【再掲】

職員一人一人について、計画的な援助技術の推進、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握し、施設内外の研修を体系的、計画的に実施するよう支援します。また、職員が研修を受講できる体制の充実に加えて、研修後にはその情報を施設職員全体で共有化できるように促します。

### ◎女性が輝く職場づくり

入所児童に対して1対1のケアを継続的に続けるためにも、施設職員が長い間働くことができる環境が必要です。そのためにも結婚・出産後も仕事を続けていけるような体制整備づくりを支援します。

### ◎処遇改善等【再掲】

職員の処遇改善や職員配置基準のさらなる引き上げが実施されるよう国に要望します。

## (児童自立支援施設)

### 【現状と課題】

#### ○職員の年齢構成について

わかたけ学園の職員は、経験を積んだ40代以降の支援員が少ない状況です。

子どもへの援助の質を維持し、専門性を向上させるためには、職員が互いに連携し組織として支援に取り組む体制を確立することと、日々の自立支援の実践と専門的な研修を重ねることが大切です。

### 【具体的取組】

#### ◎研修への参加

国立児童自立支援施設における研修への参加を継続することにより、高い専門性と充実した支援を維持します。

支援する職員のさらなる専門性向上のため、職員が各種研修を受講する機会を確保します。

#### ◎職場内における若手育成環境の整備

計画的、安定的に専門性のある人材を確保するよう努め、年齢構成に配慮した職員配置を行うことで、日々の支援業務の中で経験の長い職員が若手職員を育成する環境を整えます。

## (情緒障害児短期治療施設)

### 【現状と課題】

#### ○施設に求められる役割について

平成22年度の開設当時よりも心理スタッフを増員し、子どもに対する心理ケア体制は強化していますが、年々増加する被虐待児や複数の障がいがある子どもの入所等により、施設に求められる役割が複雑化してきていま

す。

きめ細かな支援が必要とされ、職員個々の負担は大きくなる一方ですが、人材確保は容易なものではないため、より専門性に優れた職員の育成が必要となります。

#### 【具体的取組】

##### ◎体系的・計画的な研修の実施

施設としての専門性を確保できるよう、職員の経験や資質に応じて計画的・体系的な研修受講をすすめ、職員の技能向上を促します。

#### （母子生活支援施設）

#### 【現状と課題】

##### ○職員のスキルアップについて

入所者への支援については、母子支援員による母への支援、少年指導員による子どもへの支援のほか、虐待防止、親子関係の回復への支援、退所後のアフターケア等が必要です。

現在、社会福祉士等の資格を持つ、経験豊富なスタッフにより、支援が行われていますが、多様化、複雑化した問題を抱える母子家庭を支援するため、職員のさらなるスキルアップが必要となります。

#### 【具体的取組】

##### ◎体系的・計画的な研修の実施

施設職員の各種研修会等への参加、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得を推進し、支援技術の向上を促します。

#### （全施設）

#### 【具体的取組】

##### ◎基幹的職員研修など各種研修の実施

自立支援計画等の作成及び進行管理や職員の指導を行う基幹的職員の養成に向けて、「基幹的職員研修」を計画的に実施します。また、「児童相談所新規担当職員研修」に施設職員の新規採用職員も受講できるようにするなど、施設のニーズも十分に把握した上で、施設職員に対する研修の実施も検討していきます。

##### ◎人材確保のための検討委員会の設置

小規模化・地域分散化の実施や施設業務の質の確保のためにも人材確保

が喫緊の課題であり、施設職員養成機関やハローワークなど関係機関を集めた検討組織の立ち上げを検討します。

#### ◎短期人事交流制度の実施

児童相談所と各施設（児童自立支援施設・母子生活支援施設を除く）は、それぞれ措置委託者と受託者であり、異なる機能を有していますが、社会的養護推進のためには協働して取り組む必要があります。このためには、相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材の育成を図ることが必要であり、職員の短期人事交流制度の実施を検討します。

## 第5 自立支援の充実

### 【目標】

- 職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるように支援します
- 施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるように支援します

### (児童養護施設)

#### 【現状と課題】

##### ○入所児童の自立支援について

児童養護施設における養護は、子どもに対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ養育することにより、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的としています。

子どもが自立生活能力のないままの退所とならないよう、一人の人間として生きていく基本的な力が得られるような養育に加え、子どもの、その適性、能力等に応じた学習や職業選択ができるよう支援を行う必要があります。しかしながら、措置費でも自立支援担当職員の加算はなく、施設も日常生活対応に追われがちです。

##### ○高校生活への支援について

中学在学時の部活動や学習塾に必要な経費は教育費として実費分が措置費の支給対象となっています。しかしながら、高校へ進学すると授業料やクラブなどの学校納付金として定額支弁となり、部活動や学校外で学習を行いたくても、保護者等が費用負担しなければすることはできません。

子どもにとって、部活動において切磋琢磨し、他者との関係を築き上げることや、学力を身につけることは大切であるにもかかわらず、保護者がいなかったり、保護者がいても貧困であったり理解がない場合、断念しなければならないケースがあります。

##### ○退所後のアフターケアについて

就労しても長続きせず離職する者も多く、その後、職を転々とする場合などは、所在がつかめなくなり、音信不通となるケースも少なくありません。退所後の生活環境は、施設と比べて安定的なものではないことが多く、自立のための援助を適切に行うためにも、退所者の生活状況について把握するなど、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必

要です。

## 【具体的取組】

### ◎自立支援担当職員の配置

入所児童が、平等に社会のスタートラインに立てるよう就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のため、自立支援担当職員配置の早期実現を国に要望します。

### ◎就職支援のための取組を実施

学校、就職支援関係機関等と連携しての情報収集や資格取得、職業体験等の早期実施を進めます。

### ◎退所後を支える体制づくり

退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者自らが集い、意見交換などを行う退所者グループ（自助グループ）の活動を促すなど、退所後であっても退所者と施設とのつながりを保てるような体制づくりを支援します。

### ◎障がい児・者への就労支援

障がい者の就労を支援する機関や生活を支援する障がい福祉サービス事業所及びサービスを提供する市町村と施設の円滑な連携を支援します。

### ◎就学前児童からはじめる自立支援

就学前児童の幼稚園教育を積極的に活用し、学力向上の下地や社会性を身につける機会の早期提供を促します。

### ◎家庭生活の体験による自立支援

「施設入所児童家庭生活体験事業」等を活用し、子どもの自立促進を目指します。

### ◎措置延長しての自立支援

障がいや疾病等の理由により、進学や就職が決まらない子どもや、進学や就職をしても生活が不安定で継続的な養育が必要な子どもなどには、積極的に18歳以降も措置延長をし、子どもの自立支援を行います。

### ◎高校在学時の部活動等費用の支援

高校生であっても、部活動に参加できるよう、国に対して措置費の拡充を要望するとともに、措置費の対象とされるまでの間、支援できるように

検討します。

また、学習塾等を利用した場合にかかる費用に対し、措置費として支援を行います。

## **(児童自立支援施設)**

### **【現状と課題】**

#### **○退所後のアフターケアについて**

学園での自立支援により目的を達成し退所した子どもが、退学や離職などにより行き詰まるケースが多く見られます。

退所した子どもに対しては、家庭支援専門相談員による面接やハローワークへの同行や次の支援先との連絡調整を行っていますが、複雑化した問題を抱える子どもの自立支援は入所中の支援のみで完結することは難しく、退所後においても学園だけでなく関係機関や地域と連携した長期的なアフターケアが求められています。

義務教育を終了した子どもについて、学園からの進学先は定時制・通信制の割合が高く、また中途退学者が多い状況です。さらに、就職を希望する子どもについては退園後に生活する地域における就労先の確保が課題となっています。

### **【具体的取組】**

#### **◎子どもひとりひとりにあわせた退所後のアフターケアの検討**

子どもひとりひとりの退所後の支援のあり方や自立に適した環境について、関係機関と連携して退所前から十分な検討を行います。

#### **◎分校\*との連携**

分校との連携により子どもの生活支援、学習支援及び進路支援を相互に協力して実施します。

\*分校 入所児童に学校教育を行う目的から、施設が所在する校区の小・中学校の分校として設置されています。

#### **◎進学先との連携**

進学した子どもが自らの目標を達成しようとする意欲を維持し卒業につながるよう進学先との連携を強化します。

#### **◎職場体験の充実**

職場実習の効果を高めるため多様な職場実習先を確保するなど、子どもの豊かな人間性や職業観の育成につながる取組を行います。



### ◎退所後の就労先の確保

関係先との連携により、退所後に子どもが生活する地域において子どもの特性に合った就労先の確保に努めます。

### ◎関係機関との連携

児童相談所、子どもの出身校、教育事務所等による「関係機関連絡調整会議」を定期的開催し、子ども・家庭・学校・地域の状況について検討協議を行い、連携して子どもの自立支援を行います。

また、子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策協議会等との連携を強化し、子どもの退所後の支援体制を整えます。

## (情緒障害児短期治療施設)

### 【現状と課題】

#### ○入所時から退所を見据えた支援について

入所児童にはそれぞれ個性があり、家庭や地域の環境も当然にさまざまです。子ども1人1人を取り巻く状況を理解したうえで支援方法の確立が重要となってきます。

入所時のアセスメントや動機付け、入所中の治療や家族調整、退所時の治療終了後支援、退所後のアフターケアといった支援段階で、関係機関が役割を明確にしながら連携することで、子どもに安心感を与えつつ、施設退所後にある家庭復帰や里親・児童養護施設での養育にスムーズに繋げていく必要があります。

### 【具体的取組】

#### ◎支援会議の実施

支援に携わる関係機関が子どもを十分に理解したうえで、さらに関係機関の連携を図るため、支援の節目において支援会議の実施を促します。

#### ◎子どもに合った支援方針の決定

自立支援プログラムや治療プログラムの進捗状況、子どものスキルの獲得などを見据えた支援方針決定を促します。

## (母子生活支援施設)

### 【現状と課題】

#### ○退所後のアフターケアについて

自立し、安定的な生活ができるようになった母子家庭は、施設を退所

し、地域社会で生活することとなります。しかし、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立させることの困難などから、継続的な支援が必要となる母子家庭もあります。

周囲の見守りが継続されない場合、再び養育困難な状態となる可能性もあるため、退所後の継続的なアフターケアが必要です。

#### ○子どもの学習支援について

入所している母子家庭は生活に困窮していることもあり、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの社会的・経済的自立を実現するためにも、充実した学習支援が必要です。

#### 【具体的取組】

##### ◎退所後支援の検討

退所後の母子家庭についても、市町村福祉事務所との情報共有を行い、アフターケア実施の検討を促します。

##### ◎子どもの学習支援の充実

子どもの学習支援の充実のために、学生ボランティアの積極的な受け入れを支援します。

## 第6 家族支援及び地域支援の充実

### 【目標】

- 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて復帰後のアフターケアを実施します
- 里親と連携し、市町村の実施する子育て短期支援事業を支援します
- 児童家庭支援センター及び県西部地区の乳児院機能の設置等の検討など、家族・地域支援を推進します

### (児童養護施設・乳児院)

#### 【現状と課題】

##### ○家族支援について

家族支援には、家庭復帰後に、虐待など不適切な養育が二度と起こらないよう養育力の向上に向けた「保護者に対する支援」と、子どもが、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう支援するなど「子どもに対する支援」が必要です。

しかしながら、家庭環境を改善することが困難・親子関係を変えていく動機が低い等の理由から家庭復帰プログラム通りの支援とならず、家族とのつながりがないまま入所が長引くことも少なくありません。

##### ○地域支援について

地域支援においては、心理療法担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員のほか、特に児童養護施設では里親支援専門相談員、自立支援担当職員も配置し、育児に不安を抱える保護者への支援や、地域の里親に対する支援、アフターケアなど、施設の「場」や、専門的知識を有する「人材」を十分に活かし、地域の拠点となるような取組が必要です。

そのためには、児童家庭支援センター設置の検討や、地域の子育て相談・助言や、現在も受託している子育て短期支援事業等の市町村子育て事業へ協力していくことが必要です。

##### ○県西部の乳児院機能について

県内の乳児院は東部地区に1カ所しかないため、西部地区において、特に乳児の保護が必要となった場合は、その対応に非常に苦慮しています。乳幼児期は緊急的な対応を求められる場面も多く、児童相談所の一時保護所では、乳児の対応が困難な場合があるため、東西に伸びる島根県の地理的な状況を踏まえると、将来的には西部地区にも乳児院機能の確保が必要です。

## 【具体的取組】

### ◎専門職員や市町村との連携

家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び里親支援専門相談員など、直接勤務のローテーションに加わらない専門職員の連携により、子ども、保護者、地域支援が可能になるよう支援します。

また、市町村と連携して、家庭復帰の際（帰省時含む）の支援体制の強化を図ります。

### ◎子育て短期支援事業の受け入れ先確保

市町村子育て短期支援事業の受け入れ先として施設及び里親が機能するための体制整備を行います。

### ◎児童家庭支援センターの設置【再掲】

児童養護施設における児童家庭支援センターの設置を検討し、高度化する児童相談所の相談業務と身近な相談機関としての市町村の中間的立場として、役割分担を明確にした上で、里親支援や地域支援等を行います。

### ◎乳児院における地域支援

乳児院では、食育相談、育児講習会、育児サロン、プレママサロンなど市町村からの受託事業も含め、地域の子育て支援への協力の継続を促します。

### ◎県西部地区における乳児院機能の充実

県西部地区の家族・地域支援のためにも、乳児院機能の充実について検討します。

## （里親等）

### 【現状と課題】

#### ○里親と実親の交流について

現在、里親と実親の交流はほとんどありません。家庭環境が整わないため、家庭引取が進まない子どもがいます。

#### ○里親の社会的資源としての活用について

里親は、里親研修などを定期的受講しており、子どもの養育に関しての高いスキルを有していますが、子育て支援のための社会資源として十分に活用されていない現状があります。

## 【具体的取組】

### ◎里親から実親への支援の実施

里子が家庭引取後、安定して生活を送れるよう、里親は里子の家庭引取前から、引取後も継続して、実親等と交流するなどの養育支援を行います。

### ◎里親を地域子育て短期支援事業の担い手として活用

子育て短期支援事業の担い手として里親を活用するよう、市町村及び児童養護施設へ働きかけます。

## (児童自立支援施設)

### 【現状と課題】

#### ○家庭引き取り後について

職員による家庭訪問や施設内での親子面会など家族機能の回復に向けた支援を行っていますが、退所後に問題行動が再発する子どもが少なくありません。

## 【具体的取組】

### ◎問題再発防止にむけた体制整備

子どもの学園入所中から家族との関係性改善や監護力向上に向けた取組を行うことにより、退所後の子どもの受入体制を整備し問題再発の防止を目指します。

### ◎家族との信頼関係維持にむけた支援

家庭支援専門相談員を継続して配置することにより家族との信頼関係を維持し、家族機能の回復や家族の養育機能の改善を目指します。

## (情緒障害児短期治療施設)

### 【現状と課題】

#### ○通所機能について

施設の果たしている機能としては、入所児童とのかかわりが中心であり、通所機能は十分に生かされていない状況です。

家庭や地域で、心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じている子ども又は家族に寄り添い、支援していく必要があります。

## 【具体的取組】

### ◎治療的機能の地域への提供

施設が有する生活支援や心理ケアなどの治療的機能を、地域に開放・提供していくよう促します。

### ◎通所機能の充実

家庭で暮らす子どもへの幅広い支援が期待できる通所機能の充実により、市町村と連携した支援体制構築を支援します。

### ◎家族全体の支援

関係機関との密接な連携のもと、家庭支援専門相談員を中心とする家族全体の支援を促していきます。

## (母子生活支援施設)

### 【現状と課題】

#### ○親子への支援について

前述のとおり、母子生活支援施設は、他の児童福祉施設と異なり、母と子、双方に対する支援を通じて親子関係の回復を実現していく機能を持っています。しかしながら、一度機能を失った親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えており、容易ではありません。

#### ○地域支援について

地域の母子家庭に対する支援について、子育て相談が実施されていましたが、利用者が少ない状況でした。地域との連携、協力体制のさらなる充実が必要です。

## 【具体的取組】

### ◎関係機関の連携などにより親子関係回復の支援策を充実

施設及び市町村福祉事務所等との情報共有を行い、親子関係の回復に向けた支援や役割分担などの検討が行なわれるよう支援の充実に図ります。

### ◎子育て相談機能の充実

子育て相談の実施について、地域住民への広報を積極的に行うよう促します。相談対応にあたっては、市町村福祉事務所等と情報共有し、必要かつ具体的な支援の検討が行なわれるよう相談機能の充実に図ります。

## 第7 子どもの権利擁護の推進

### 【目標】

- 子どもの権利侵害の予防に努め、被措置児童等虐待や児童間暴力が発生した場合には早期発見・早期対応及び再発防止を行うしくみ作りを推進します。

### 【現状と課題】

#### ○子どもの権利擁護と対策について

施設内での暴力防止や虐待の連鎖が起きないように児童相談所等との連携により継続した対策を講じる必要があります。また苦情処理委員会等がより機能していくことで客観的・多角的に子どもや保護者の声を聞きとり、より安心・安全な施設構築へつなげていく必要があります。

しかしながら、入所している子どもの状態・生育歴は変化しており、被虐待児童や障がいのある入所児童が増加しています。特に、被虐待児童においては、暴力・暴言等によって支配・被支配による対人関係をモデルとして見て育ってきているため、暴力による関係を作りやすい傾向にあります。このため、児童間の暴力が発生してしまった場合、被害を受けた子どもの権利を守るためには、被害を訴え出た子どもを、暴力から確実に守る仕組みや被害児童へのケアと、再発防止に向けた加害児童への治療的な関わりが必要です。

### 【具体的取組】

#### ◎安心・安全な施設を推進する体制作り

##### ①体制検討者レベルによる協議

施設と児童相談所の間でお互いの組織体制を協議し、措置児童虐待の防止策の検討・定期的に子どもの意見を聞き支援に反映する体制・問題発生時のマニュアル作成や連携した対応を検討します。

##### ②ケース担当レベルでの対応と見立て

個別支援計画作成の協議で、「被害・加害の可能性と事前対応」を協議・計画票に盛り込み、意見表明の機会・頻度・方法を協議します。

##### ③直接支援レベルでの相互協力

施設職員の保護所での子どもの状態把握と意見交換を行い、心理職の連携を図っていきます。また、児童間暴力防止のためのプログラム実施等の取組を継続していきます。

**◎苦情処理委員会（第三者委員会）の役割を明確化**

苦情処理委員会（第三者委員会）の役割を明確化し、子どもの声を聞きとって対応できるよう機能的・実働的になるように検討していきます。

**◎意見表明機会の担保**

施設入所児童には入所前に権利ノートの説明と意見表明ができる手段を明示し、意見表明の機会を持ちます。里親等委託児童にも同様な支援を進めていきます。

**◎研修の実施**

子どもの権利擁護に関する施設内の研修体制や里親への研修を継続して実施していくよう促します。



## ●附属資料

1. 島根県社会的養護体制推進計画策定体制
2. 島根県社会的養護体制推進計画体系表
3. 島根県社会的養護体制推進計画検討委員会各ワーキンググループ検討状況

## 1. 島根県社会的養護体制推進計画策定体制

### ●社会的養護体制推進計画検討委員会委員名簿（平成27年2月現在）

職名	氏名	備考
双樹学院長	小林 康熙	
聖喙寮長	福間 良治	
安来学園長	永見 太	
松江赤十字乳児院長	米井 順子	H26.4 から
島根県里親会会長	落合 慧	
島根東光学園長	來海 正幸	
みらい施設長	石田 健一	
わかたけ学園長	中谷 仁士	H26.4 から
障がい福祉課長	荒木 良雄	H26.4 から
特別支援教育課長	原田 雅史	H26.4 から
中央児童相談所長	景山 博教	
青少年家庭課長	平岡 昇	委員長

※敬称略

### ●退任された委員（役職は在任中のもの）

職名	氏名	在任期間
松江赤十字乳児院長	福田 敏	H25.10～H26.3
わかたけ学園長	小松 直人	H25.10～H26.3
障がい福祉課長	嶋田 慎司	H25.10～H26.3

●社会的養護体制推進計画検討委員会

ワーキンググループ構成員（平成27年2月現在）

区 分	ワーキンググループ委員（◎が責任者）
①児童養護施設・乳児院	◎青少年家庭課主任 高取希世 青少年家庭課企画員 竹崎尋 浜田児童相談所調整監 山崎真理 双樹学院 主任児童指導員 末葭久雄 聖喲寮 書記 赤松周治 安来学園 課長 工藤哲也 松江赤十字乳児院 保育士 石飛さやか 保育士 狩野彩望 （～H26.3）青少年家庭課企画員 金築豊和 （～H26.3）青少年家庭課調整監 森脇幸
②児童自立支援施設	◎青少年家庭課企画員 齋藤浩美 青少年家庭課グループリーダー 昌子裕 益田児童相談所調整監 福井祐子 わかたけ学園 副園長 伊藤進 （～H26.3）青少年家庭課主任 山崎明 （～H26.3）青少年家庭課GL 塩冶朋江 （～H26.3）浜田児童相談所調整監 佐々木雅仁 （～H26.3）わかたけ学園 副園長 中谷仁士
③情緒障害児短期治療施設	◎青少年家庭課主任 小村健一 青少年家庭課企画員 北山亜紀子 出雲児童相談所調整監 山本尚樹 みらい 支援係長 小中昭典 （～H26.3）青少年家庭課主任 坂本育美 （～H26.3）みらい支援課長 竹内重雄
④母子生活支援施設（※）	◎青少年家庭課主任 長廻里美 青少年家庭課グループリーダー 俵純子 島根東光学園が推薦する者 （～H26.3）青少年家庭課企画員 武智昭仁
⑤里親（※）	◎青少年家庭課企画幹 内田順子 中央児童相談所調整監 寺本年生 島根県里親会が推薦する者

※④母子生活支援施設については、島根東光学園が設置する「社会福祉法人島根東光学園検討委員会」を推進計画検討委員会のワーキンググループとして位置づけた。※ ⑤里親については、「里親委託促進協議会」を推進計画検討委員会のワーキンググループとして位置づけた。※退任したグループ員の役職は在任中のもの

## ●検討経過

平成 25 年

- 6 月 ・ 施設計画策定依頼（青少年家庭課→各施設）
- 8 月 ・ 島根県社会的養護体制推進計画に係る意見交換会  
（青少年家庭課、各施設）
- 10 月 ・ 島根県社会的養護体制推進計画検討委員会及び検討委員  
会にワーキンググループを設置
- 11 月 ・ 第 1 回島根県社会的養護体制推進計画検討委員会  
（現状説明、意見交換）

平成 26 年

- 3 月 ・ 第 2 回島根県社会的養護体制推進計画検討委員会  
（施設計画の状況、将来的な需給見通し）  
・ 施設計画策定
- 6 月 ・ 第 3 回島根県社会的養護体制推進計画検討委員会  
（計画（骨子）の検討）
- 8 月 ・ 第 4 回島根県社会的養護体制推進計画検討委員会  
（計画（素案）の検討）

平成 27 年

- 2 月 ・ 第 5 回島根県社会的養護体制推進計画検討委員会  
（計画のとりまとめ）

※ワーキンググループでは随時、検討会・県外視察等を実施。